

(別紙 1)

変更後	変更前
<p>(別紙 2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて</u></p> <p><u>管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、第 4 の 3 (1)①の規定に基づき算出した数量の 10 パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</u></p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>第 7～第 9 (略)</p>	<p>(別紙 2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3・4</u> (略)</p> <p>第 7～第 9 (略)</p>

変更後	変更前
<p>(別紙2-53 べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)(ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 <u>法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p>2 <u>試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u></p> <p>3 <u>国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-53 べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)(ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p><u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u></p> <p>第7～第9 (略)</p>